様式第26

　　年　　月　　日

（宛先）岡崎市長

法人の住所

法人の名称

　　　　理事長の氏名

登録免許税の非課税措置に係る証明申請書

登録免許税法第４条第２項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することについて、同法施行規則第3条第1号の規定により証明くださるよう申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 証明を受けようとする不動産 | 所　在 | 地番又は  家屋番号 | 地目又は建物  の種類・構造 | 地籍又は床面積 | 具体的用途 |
|  |  |  |  |  |

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することを証明します。

　　年　　月　　日

岡崎市長　○　○　○　○

（備　考）

１　市への提出部数は、２部（添付書類は１部）

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

３　添付書類

⑴　登記簿謄本（建物の所有権保存登記の場合は、当該建物の表示登記簿謄本を添付すること。）

⑵　その他必要に応じて、次の書類の提出を求めることがあること。

　ア　図面（配置図、平面図、立面図）

　イ　契約書等

４　登録免許税の非課税の証明を受け得る対象者、対象物件等は、次のとおりであること。

（登録免許税法第4条別表第３に掲げられている。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 対象物件 | 対象権利 |
| 社会福祉法人 | 社会福祉事業の用に  供する建物及び土地 | ・建物の所有権の取得登記  ・土地の権利の取得登記 |

（注）１　「所有権」には、貸借権も含まれる。

　２　「取得登記」とは、権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。

　３　「土地の権利」とは、土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。